

- 01 事務管理は、委任契約がないのに他人の事務を処理した場合を規律する制度で、一定の場合に他人の権利領域への介入を正当化するとともに（違法性の阻却）、委任契約に準じて、当事者の合理的意思に基づく権利義務関係を発生させる。【超基本】
- 02 共有者が共有物の管理に必要な費用を全部支出した場合には、自分の事務を処理しているのだから、事務管理は成立しない。
- 03 Xの隣人Yは長期海外に出て留守をしていたところ、Yの土堀に穴が開いてしまったので、Yとは連絡が取れなかったXは、Yから依頼を受けていないのに、手近にあった5万円相当の板材で応急措置をし、さらに業者Zに20万円で土堀の修理を依頼した。Xが、土堀が崩れたままだと不用心だと警察からの指摘を受け、自らの安全のために修理を行ったとしても、事務管理は成立する。
- 04 分別の利益のある共同保証人の1人が自分の負担部分を超えて債権者に全額の弁済をした場合であっても、保証債務の弁済は自分の義務の履行であるから、事務管理は成立しない。
- 05 本人の意思や利益に反することが明らかな場合には、原則として、事務管理は成立しない。たとえば、ゴミ同然に野外に放置してある自転車を修理して使用可能にしても、所有者に費用の償還を求めることはできない。
- 06 親に置き去りにされた子供に食事や寝る場所を与えても、その親には費用の償還を求めることができない。
- 07 医師が行き倒れ者の手当をしたとしても、治療に必要となった医薬品の費用や報酬を請求することはできない。【やや難】
- 08 事務管理者は、本人の意思に反することが明らかでない限り、推断される本人の意思や利益に沿って善良な管理者の注意を払い事務処理を継続する義務を負う。ただし、緊急の事務管理にあたる場合には、自己の財産における同一の注意を払えば免責される。【超基本】
- 09 事務管理が成立する場合、事務管理者は、委任契約の受任者に準じて、報告義務・受取物引渡義務・金銭についての重い責任などを負う。【超基本】
- 10 上記の03の場合において、帰国して修理に感謝しているYに対して、Xは、Zに修理費20万円をすでに支払っていればその償還を、未払ならばZに対する履行期が到来した20万円の債務の代弁済を、請求できる。しかし、応急措置で使用した板材は、今のYには何の役にも立たないので、5万円の償還請求はできない。【難】
- 11 上記の03の場合において、XがYの名前でZと修理の請負契約を結んでいたとすれば、Zは、Yに20万円の修理代を請求できる。
- 12 上記の03の場合に、Xは、後日、また穴を開けようとしている犯人Aを発見して取り押さえたが、その際にケガをし、2万円の治療費を要した。偶々弁護士であるXは、Aが行方をくらまして不在の続くYのAに対する損害賠償債権が行使困難となるのを危惧して、Aに対して法的な措置を取った。Xは、その後帰国したYに、治療費と弁護士としての通常の報酬を請求できる。【やや難】
- 13 Xの長期出張中、妻Yは、X所有の著名画家の掛け軸甲が急騰中であることに着目して、これを自己の物と称し、Xに無断で200万円で売った。その直後に、その画家の作品の評価が急落して買値が

つかなくなった。その後Yと離婚したXは、Yの預金口座にある甲の売却代金の残り100万円を引き渡すよう、Yに請求できる。

- 14 組合契約では、組合員全員が出資をしなければならない。この出資は、物・金銭・労働力・財産権のほか、精神的な支援のように金銭に見積もれないもので行ってもかまわない。[超基本]
- 15 漁業協同組合や生活協同組合は、民法の規定がそのまま適用される組合である。[超基本]
- 16 組合は、自らの名前で第三者と契約を結び、契約の当事者となることができるし、代表者が定められている組合は、組合の名前で原告や被告になることもできる。
- 17 組合員の1人が全組合員を代表して第三者と契約を結ぶ場合には、全組合員の名前を示す必要はなく、組合名だけを表示すればよい。
- 18 組合財産は、全組合員の総有であり、各組合員は、組合契約が存続する限り、各自の持分を自由に処分することはできないし、組合財産の分割を請求することもできない。
- 19 A組合の債務者Bは、自分に対する組合の債権と組合員Cに対する自分の債権の相殺を主張できない。[超基本]
- 20 A組合の代表組合員Dは、組合員Cが組合の債権者Bに対して有している債権によって、BのAに対する債権と相殺することができない。
- 21 A組合の組合員Cは、自らがBに対して有している債権によって、BのAに対する債権と相殺することができる。
- 22 組合債務の引当てとなっているのは組合財産のみではないが、組合に対する債権者は、組合員個人と取引をしたのではないから、各組合員の個人財産に対するより前に、組合財産に強制執行をしなければならない。
- 23 組合契約によってある組合員に業務の執行を委任したとしても、他の組合員の意見が一致すれば、理由がなくても委任を解除できる。これに対して、業務執行を委任された組合員は、組合の不利な時期に辞任することはできない。[超基本]
- 24 組合員は、やむをえない事情があれば、いつでも組合から脱退できる。もっとも、組合からの脱退を禁止する旨の合意は、組合の存続期間が定まっていれば有効で、組合員を拘束する。[やや難]
- 25 組合員は、やむを得ない事情がなければ、組合から脱退することができない。[超基本]
- 26 組合の構成員の多数派は、少数派の組合員を、その意に反して組合から排除することができる場合がある。[やや難]
- 27 組合は、解散事由の発生により直ちに消滅する。[超基本]
- 28 和解契約といわゆる示談は、法的には全く同義である。[超基本]
- 29 和解契約の確定力とは、和解の効果が既判力をもつことを言う。
- 30 和解契約は紛争を終結させる合意であるから、和解の前提となった事実や和解した内容の重要部分に錯誤があっても、和解契約を無効として争うことは、和解の趣旨に反して許されない。